

まつしげ町

MATSUSHIGE TOWN



議会だより

平成25年
第4回定例会



式前の語らい

目次

- 議決の結果及び内容…………… 2 ページ
- 町政に対する一般質問…………… 3 ページ
- 常任委員会委員長レポート…………… 5 ページ
- 地震・津波対策特別委員会報告／
全員協議会報告／編集後記…………… 12 ページ

発行／徳島県松茂町議会
編集／松茂町議会広報特別委員会
〒771-0295 徳島県板野郡松茂町広島字東裏30
TEL 088-699-8720 FAX 088-699-6010

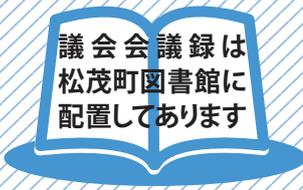
議決の結果及び内容 (詳しくは会議録をご覧ください。会議録は図書館にあります。)

議案番号	件名及び内容	議決年月日	議決の結果
議案第54号	定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について ◆病児・病後児保育事業を、定住自立圏の形成に関する協定に新たに追加。	25年12月19日	原案可決
議案第55号	モーターボート競走の施行について ◆町財政の健全な伸張を図るため、大臣指定を受けて、モーターボート競走を実施する。	25年12月19日	原案可決
議案第56号	延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例 ◆地方税法の一部を改正する法律の改正に伴い、延滞金の割合の特例の見直しを行うための改正。	25年12月19日	原案可決
議案第57号	松茂町公共下水道条例の一部を改正する条例 ◆消費税法等の改正に伴い、消費税率が引き上げられるための改正。	25年12月19日	原案可決
議案第58号	松茂町地域下水道設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 ◆消費税法等の改正に伴い、消費税率が引き上げられるための改正。	25年12月19日	原案可決
議案第59号	松茂町給水条例の一部を改正する条例 ◆来年度からの上水道料金の引き上げと同時に、消費税法の改正に伴い消費税率が引き上げられるための改正。	25年12月19日	原案可決
議案第60号	町道路線の廃止について ◆一般交通の用に供する必要がなくなった町道広島15号線を廃止。	25年12月19日	原案可決
議案第61号 補正の内容	平成25年度松茂町一般会計補正予算(第3号) ◆既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ51,785,000円を追加し、総額を5,209,770,000円とする。	25年12月19日	原案可決
議案第62号 補正の内容	平成25年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) ◆既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ26,997,000円を追加し、総額を1,574,819,000円とする。	25年12月19日	原案可決
議案第63号 補正の内容	平成25年度松茂町介護保険特別会計補正予算(第3号) ◆既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,050,000円を追加し、総額を935,879,000円とする。	25年12月19日	原案可決
議案第64号 補正の内容	平成25年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) ◆既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,131,000円を減額し、総額を152,000,000円とする。	25年12月19日	原案可決
議案第65号 補正の内容	平成25年度松茂町農業集落排水特別会計補正予算(第2号) ◆既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ298,000円を減額し、総額を104,990,000円とする。	25年12月19日	原案可決
議案第66号 補正の内容	平成25年度松茂町水道特別会計補正予算(第2号) ◆収益的支出で水道事業予備費から、原水及び浄水費の動力費に3,400,000円を充用する。	25年12月19日	原案可決
	委員会の閉会中の継続調査について ◆総務常任委員会、産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会、広報特別委員会及び地震・津波対策特別委員会は継続調査を行う。	25年12月19日	原案可決

ついに聞きたい!

町政に対する一般質問

本年最後の第四回目の定例会が十二月五日から十九日にかけて開催されました。二日目に当たる九日には一般質問が行われました。徳島ヴォルティスのJ1昇格という県民に夢と希望を与える明るいニュースを受けて、今回も議員各位からは、町をよりよくしていこうという思いが込められた質問が提起され、活発な質疑が行われました。



一 森敬司 議員



1 一般質問に対する答弁とその事後処理の状況について

Q これまで、この一般質問の場で取り上げた、

以下の問題について、その後、町はどのように事後処理をしたのか。

- (1) 通学路の安全性の再確認 (平成二十四年第二回定例会における私の質問)
 - (2) 中須入江川の防災対策 (平成二十四年第四回定例会における藤枝議員からの質問)
- 事後処理の報告については、平成二十四年十二月に、全員協議会の場で半年に一

回程度、町当局から報告を出してほしいとの要望を出したが、回答をいただけないままになっている。もちろん町の担当者も一生懸命、問題の解決に取り組んでおられることは理解しているが、我々議員の質問は町民の皆様の心の声でもあると受けとめていただき、一般質問で取り上げられた案件については迅速かつ的確に判断し、その処理についても定期的に報告することで、その問題の解決に対する方向性を示していくべきではないかと思う。ぜひ前向きに検討をいただきたい。

A

(1) 通学路の安全性確認については、平成二十四年八月までに点検を終え、町内の通学路の危険・要注意箇所は十九カ所ありました。これらについては平成二十五年三月までにすべて対策を実施しました。

(2) 中須入江川の防災対策として、樋門改修については県の農業基盤課に強く要望しましたが、県予算の状況も厳しく、まだ実施に至っておりません。また護岸改修については、平成二十五年度に測量・計測を行い、二十六年度中に、小規模ではございますが、維持改修工事に着手する予定です。今後も、中須入江川の防災対策の必要性を県に訴え、要望してまいります。

一般質問で取り上げられました案件については、これまでも進展があった段階で適宜報告させていただいております。議員ご提案のように例えば半年に一回と定期的に行うことがいいのかは検討の余地がありますが、今後は全員協議会の場で、できるだけ報告させていただきたいと思っております。



新保 勲議員



1 省資源、省エネ対策について

Q (1)昨今の異常気象、特に最近では台風の巨大化の状況などを見ると、本当に地球温暖化対策には真剣に取り組まなければいけないと考えている。県知事も平成二十五年十月には、県の電気使用量を前年比六％削減すると公表されたが、町でも具体的かつ実効性のある地球温暖化対策として、どんなことをしているのか。

(2)その一つの対策として、選挙の投票時間を現行の午後八時ではなく、午後六時に

閉めることにしてはどうか。これは公選法でも認められている措置であり、こうすることで、エアコンや照明等の電気使用量を大幅に低減できるだろう。投票率を上げようと投票時間を長くしたもの、大した効果は見られないし、現在は期日前投票も広く認められており、投票終了時間を二時間繰り上げたからといって、有権者の選挙をする権利を奪うことにはならないと思う。それよりも地球温暖化対策に少しでも役立つ方がいいのではないかと思うのだが。

また各投票所の立会人も現在、町では三名となっているが、これも公選法の規定では二名以上五名以下となっているので、二名にしてはどうか。



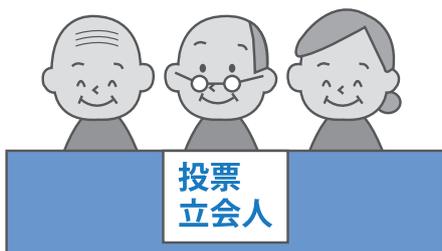
A (1)町では電気使用料の削減（太陽光発電機の設置及びその支援、冷暖房温度の適切化、不要な残業をしない等）及び燃料使用量の削減（電気自動車・ハイブリッド車の導入等）、環境への意識向上（ごみ減量やリサイクル等）に努めています。



(2)平成二十五年七月に実施された参議院選挙では、県内五百八カ所の投票所のうち、百三十二カ所で投票終了時間を繰り上げました。これらは開票所から遠いとか、有権者数が五百人未満で繰り上げて支障がないためでした。当町では午後六時から八時において五百四十

名、有権者の約一二％の方々が投票しており、先の選挙管理委員会でも、現状では投票終了時間の繰り上げは実施すべきではないとの結論をいただいております。

立会人を現在三名にしている理由は、立会人が急病等で選挙事務に急遽従事できなくなった場合、直ちに補充選任するのが難しいことが予想されるため、それに備えてのものですので、引き続き三名の体制でやっていきたいと考えています。



常任委員会 委員長レポート

第四回定例会における
委員長報告は次のとおりです。
(各会計の補正総額等は、
議決の結果及び内容をご
覧ください。)



総務常任委員会



委員長 原田 幹夫

付託されました
案件の議案三件は、
原案のとおり可決いたしまし
た。

この審議の中の主なもの
を報告いたします。

定住自立圏の形成に 関する協定の一部を 変更する協定の締結 について

徳島市と松茂町が平成二
十三年三月三十日に締結し
た定住自立圏の形成に関す
る協定の一部を変更する協

定を締結し、平成二十六年
四月一日から適用するとい
うものです。子育て環境の
充実を図るため、病気や病
気の回復期にある子どもを
一時的に保育する病児、病
後児保育事業の広域利用を
定住自立圏の形成に関する
協定に追加するものです。
松茂町では病児、病後児保
育事業の広域利用について
は、上板町を除く板野郡内
四町で実施していましたが、
委託していた病院が閉鎖し
たことにより、現在、事業
を中止しております。新た
な委託先となる病院につい
ては、病院側の人員の確保
などから、すぐに見つける
ことは非常に困難な状況と
なっています。

一方、徳島市を中心とす
る定住自立圏内では、すで
に徳島市と小松島市、石井町、
勝浦町及び佐那河内村が連
携し、病児、病後児保育事
業の広域利用に取り組んで

おります。

松茂町では、子育て環境
の充実を確保するため、定
住自立圏事業として新たに
病児、病後児保育事業を追
加するものです。これには、
新たに板野郡五町及び神山
町が加わる予定となっております。

○主な質疑事項

Q 病児、病後児保育の利
用実績はどうなっていま
すか。

A 松茂町は板野郡四町で
実施しており、平成二十
四年度は利用者数が六人、
延べ十一人が利用しまし
た。



モーターボート競走 の施行について

町財政の健全な伸長を図
るため、モーターボート競
走法第二条第一項の規定に
より総務大臣の指定を受け
てモーターボート競走を実
施するというものです。

モーターボート競走を実
施するためには、総務大臣
の指定を受ける必要があります。そのため、平成二十
六年度及び二十七年度の二
年間の施行について、議会
の議決を経て総務大臣に
モーターボート競走の施行を
申請するものです。

なお、平成二十六年四月
から平成二十八年三月まで
は、護岸改修工事及び鳴門
競艇場の施設改修工事のた
め本場におけるボートレー
スの施行は休止となります
が、平成二十八年度以降に
ついては、引き続き鳴門競

艇場においてモーターボート競走を実施いたします。



○主な質疑事項

Q 鳴門競艇場の施設改修を行う二年間は、モーターボート競走の休止期間であるのに、モーターボート競走の施行申請を行うのは非現実的でないですか。

A モーターボート競走を開催するために設置された全国モーターボート競走施行者協議会という組織があり、組合側からは施設改修をしている二年間のボートレース休止期間であっても施行申請は行ってもらいたいという指導がありました。

平成二十五年度松茂町一般会計補正予算(第三号)(所管分)

歳入において、現年課税分の見込みにより個人町民税二千万円、現年課税分及び滞納繰越分を収入見込みにより固定資産税二千五百万円、確定による国有提供施設等所在市町村助成交付金八百五十三万五千円、確定による地方特例交付金二百六十七万円、確定による地方交付税四千四百七十二万九千円、学校と地域が連携して取り組んだ防災教育事業に対する県からの補助で総務費県補助金三十万円、生活環境整備基金繰入金金の減額で八千八百三万一千円、繰越金十四万四千円、平成二十四年度の精算による板野東部消防組合分担金返納金四百三十四万七千円を補正するものです。

歳出において、自治会が

らの補修要望による自治センター補修補助金七十五万六千円、庁舎付帯設備等実設計で面積が増加したことからにより財産管理費二百万円、電気料金の値上げに伴う防犯灯の電気代三十四万円、財政調整基金費二千五百万円、国際交流まちづくり事業費の減額八百四十七万五千円、板野東部消防組合の運営経費の増大で消防費百五十四万五千円を補正するものです。

○主な質疑事項

Q 基地交付金と呼ばれている国有提供施設等所在市町村助成交付金の交付額が前年に比べ減額になったのは、どのような理由があるのですか。

A この交付金は、総枠の予算が国で計上され、その予算の範囲内で国から各自自治体に配分されましたが、本町におい

て交付金の交付対象資産が前年と同様であっても、償却資産の減価や他の自治体で新しい施設などの交付対象資産が増加していれば、交付金は減額になります。

Q アメリカのマウンテンビューアーノン市と交流ができなくなった現在、国際交流事業は今後どのような方針で進めていくのですか。

A 松茂町と姉妹都市交流をしてもよいとする都市があれば、その折には前向きに検討してまいります。



産業建設常任委員会



委員長 一森 敬司
付託されました
案件の議案七件は、

原案のとおり可決いたしました。

この審議の中での主なものを報告いたします。

松茂町公共下水道条例の一部を改正する条例

松茂町地域下水道設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

松茂町公共下水道条例の一部を改正する条例改正については、消費税法の改正により平成二十六年四月一日から現行の消費税率五%を八%に引き上げることが本年十月一日に閣議決定されたことに伴い、課税対象である公共下水道の

使用料について、新税率八%が適用されることから使用料改定に関する条例改正を行うものです。

改正内容については、現行の条例では、基本料金を税込み金額で汚水量十三立方メートルまでを一千五百円と定めておりましたが、消費税率を八%に引き上げた金額、一千五百四十円に改正し、同様に超過料金の汚水量一立方メートルにつき百五十円を百五十四円に改正するものです。

松茂町地域下水道設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例改正についても、消費税率の改正に伴うものですが、松茂ニュータウン及び農業集落排水の処理施設の使用を対象とするこの条例の使用料改定に関する条例改正を行うものです。具体的には公共下水道条例の改正と同様で、現行の基本料金一千五百円を

一千五百四十円に、超過料金を百五十円から百五十四円に改正するものです。

なお、改正案の施行は、平成二十六年四月一日からとしておりますが、実際の改正後の消費税率八%を転嫁する適用時期については、法に規定されている経過措置の運用として平成二十六年八月分の使用料からとし、平成二十六年七月分までは、現行消費税率を適用することになります。

松茂町給水条例の一部を改正する条例

松茂町給水条例第三十二条には水道水の使用量に対する水道料金、第四十一条には給水装置の新設工事の申し込みの際に納付していただく加入金について規定しておりますが、それぞれ料金を改正するものです。

まず、第三十二条の水道

料金の基本料金及び超過料金の改正に関しては、消費税を抜いた額から一律一〇%増額し、同時に消費税率を八%に引き上げ、来年度から上水道料金の値上げを行うものです。

松茂町の水道事業は昭和六十年度に料金の改定をして以来、消費税抜き料金は今日まで現行料金を維持してまいりました。

しかしながら、阪神・淡路大震災や東日本大震災を教訓に、老朽化した浄水施設及び配水管路の耐震化に取り組んだ事業を現在進めており、重要なライフラインである水道施設の整備を行う上で、今後十年間では二十億円以上の事業費が必要となります。

一方、給水人口は増加しておりますが、近年の生活様式の変化や節水機器の普及、企業のコスト削減等により料金収入は減少の傾向

にあります。こうした状況により、平成二十二年度には水道料金等審議会より松茂町の水道事業を持続的に運営するためには、現行の水道料金を二〇%引き上げをする必要があると答申をいただいております。

ただし、当時は本年度に着手いたしました上水道更新事業に防衛省からの補助金が無い場合を想定した答申結果でありました。この上水道更新事業が補助採択されたため値上げ率は縮小することができました。

また、同じく審議会から一般会計からの出資の可否について意見をいただきましたが、すでに一般会計から平成十四年度、十九年度、二十年度に総額で約五億三千万円が水道特別会計に出資されております。

また、地方公営企業法では、出資を受けた特別会計は利益の状況に応じ、納付金を

一般会計へ返納すると規定されております。水道特別会計は地方自治体が運営する公営企業であり、料金収入で経費を賄う独立採算を原則としている以上、今回の水道料金の値上げは避けられないものと考えます。町民の皆様は常に安心・安全な水をお届けできる水道事業を行い本町水道事業を次の世代に引き継ぐ上で、必要となります財源を確保するため水道料金の値上げを行うものです。

次に、第四十一条に規定する新設工事にかかる加入金の額には変更はありませんが、消費税率を八%に引き上げた額に改正するものです。

施行期日については、平成二十六年四月一日からとし、条例第三十二条の水道料金については、経過措置として八月徴収にかかる分から適用するものです。

○主な質疑事項

Q 水道料金の値上げに関して、現状からすると避けようがないのですか。

A 値上げの時期が遅れることとなると、値上げ率はさらに高くせざるを得なくなってしまうです。

Q 松茂町の水道水の水質を技術的にもっと良くする手立ては、考えられないのですか。

A 水の浄化については、現在活性炭による処理をしております。紫外線の照射やオゾン処理などの高度処理を行えばさらに安全でおいしい水は供給できますが、これまで以上の多額の設備投資が必要となります。



町道路線の廃止について

町道広島十五号線については、松茂町総合会館と松茂町商工会に挟まれた延長三十七メートル、幅員が六メートルの町道であります。この町道の現在の一般交通は少なく、町道を廃止しても代替え町道があり、一般交通に支障がない状況であることから町道広島十五号線を廃止するものです。

○主な質疑事項

Q 町道を廃止した後の維持管理や補修は、どの責務で今後行っていくのですか。

A 町道としての整備はできませんが、松茂町が維持管理をいたします。



平成二十五年度松茂町一般会計補正予算(第三号)(所管分)

歳入において、入札の執行による事業費の減額で土木費国庫補助金二百三十八万円、一般財団法人徳島県環境整備公社からの助成で廃棄物適正処理推進事業補助金十一万円を追加するものです。

歳出において、主に電気料金と白灯油の費用でじん芥処理費四百五十五万五千円、電気料金の値上げでし尿処理費九十五万九千円、産業環境課が管理している五箇所の排水機場の電気料金で農地費二十三万円、新豊久排水機場の腐食が激しい屋外タンクを取り替えるために豊久排水機場管理費一千万円、長原漁村公園の電気代で水産振興費三万円、とくとくとくターミナルの電気代で商工管理費の光熱水費

五十万円、松茂ニュータウン汚水処理施設の電気代で下水道管理費四万五千円、主に入札による執行残の減額で住宅管理費七百六十九万七千円、農業集落排水特別会計予算の減額に伴う農業集落排水特別会計繰出金の減額二十九万八千円を補正するものです。

○主な質疑事項

Q 水道料金が一〇%上がると、下水道料金も同じく一〇%引き上げられるのですか。

A 下水道料金は使用水量で額が決まるので、水道料金とは関係がありません。

平成二十五年度松茂町農業集落排水特別会計補正予算(第二号)

歳入において、歳出の減額に併せて一般会計繰入金

減額で二十九万八千円を補正するものです。

歳出において、長岸、中喜来、北川向地区の汚水処理場及び中継ポンプ場の事業費の執行見込みにより農業集落排水事業管理費の減額二十九万八千円を補正するものです。

公共下水道の十一月末日の接続状況は、公共汚水枘設置戸数一千二十五戸に対し接続完了は五百三十五戸で、接続率は五二・二%となっております。

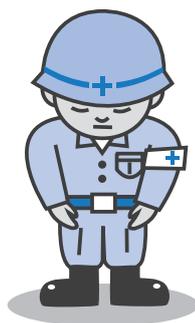
農業集落排水の十一月末日の接続状況は、長岸地区、加入四十九戸に対し接続完了は四十六戸、九三・九%、中喜来地区、加入百九十七戸に対し接続完了は百二十五戸、六三・五%、北川向地区、加入百八十一戸に対し接続完了は百二十九戸、七一・三%、事業全体では、加入四百二十七戸に対し接続完了は三百戸で七〇・三%の接続

となっております。

○主な質疑事項

Q 公共下水道の接続に關し、接続申請の受付後工事に着手するまで二週間程度を要するというのは日にちがかなり過ぎでないでしょうか。

A 申請内容等により最大二週間程度をみておりますが、できるだけ速やかに工事に着手できるように事務処理をいたします。



Q 下水道への接続加入の促進について新たな対策を実施していますか。

A 広報や受益者サポートによる啓発を引き続き行ってまいります。

平成二十五年度松茂町水道特別会計補正予算(第二号)

収益的支出において、原水及び浄水費で電気料金を三百四十万円増額補正し、そのために予備費三百四十万円を充用するものです。

教育民生常任委員会



委員長 佐藤 富男

付託されました案件の議案五件は、原案のとおり可決いたしました。

この審議の中での主なものを報告いたします。

延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い延滞金の割合の特例の見直しを受

け、松茂町介護保険条例及び松茂町後期高齢者医療に関する条例において延滞金の特例を定める規定を改正するものです。

現在の延滞金の利率は年一四・六％、早期に納付を促す観点から三カ月以内は特例により四・三％で運用しています。このたびの特例の改正では、延滞金の率を特定基準割合に七・三％を加えた率とし、三カ月以内の率を特例基準割合に一％を加えた率といたします。つまり、特例の改正により現在の利率の一四・六％が九・三％に、四・三％が三％になります。

なお、施行期日は平成二十六年一月一日からになります。

○主な質疑事項

Q 納付の無い方に対する罰則の一つが延滞金と考えます。納付期限に遅れる方に

は延滞金を下げなくてもよいのではないのでしょうか。

A 納付が遅れたことによるペナルティー部分は下げずに、金利が下がった部分を改正しております。

平成二十五年度松茂町一般会計補正予算(第三号)(所管分)

歳入において、年度末の

保育所の入所人数や保護者の減免等を見込んだ減額で民生費負担金四百五十四万九千円、障害者自立支援給付費などで年度末の増減を見込んで民生費国庫負担金二千六百六十七万九千円、国保会計への保険者支援について国の負担額が確定したことによる衛生費国庫負担金の減額二十六万三千円、国庫負担金と同様の理由による増額で民生費県負担金一千八十三万九千円、国保会計への保険者支援及び国

保税の軽減に対する県の負担額が確定したことによる減額七十七万六千円、子ども・子育て支援制度の発足に伴う電子システムの構築で民生費県補助金三百五十万円、平成二十四年度障害者自立支援給付費等国庫負担金の額が確定したことによる過年度収入五百七十三万一千円を補正するものです。

歳出において、入札による執行残で戸籍住民基本台帳費の委託料の減額四十四万二千円と備品購入費の減額四十五万二千円、対象利用人数の増加などによる障害者福祉費五千七百七十三千円、子ども・子育て支援事業の実施などに伴う児童福祉総務費二百六十五万八千円、電気料金の値上げなどで保育所費五十二万四千円、風疹による妊婦感染の予防接種助成金で予防費二十二万五千円、それぞれの

特別会計の予算編成に伴い国民健康保険特別会計繰出金十萬五千元、国民健康保険特別会計基盤安定繰出金の減額百三十八萬五千元、介護保険特別会計繰出金の減額八十萬元、後期高齢者医療特別会計事務費繰出金の減額三百二十三萬八千元を補正するものです。

教育委員会関係の歳入では、夜間照明使用料の確定による教育使用料の減額九萬九千元、人形劇フェスティバル事業への補助額の確定による教育費県補助金二十九萬九千元を補正するものです。

歳出において、電気料金の値上げにより各幼・小・中学校費、教育委員会所管の施設管理費を増額するほか、事業の執行残などによる公園体育施設管理費の減額で百五十四萬六千元、体育館管理費の減額八十九萬七千元、臨時調理員の勤

務日数などを見込んだ学校給食費の減額十五萬元を補正するものです。

平成二十五年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第三号）

歳入において、療養給付費交付金の減額八百十九萬五千元、基盤安定繰入金で国保会計への支援と国保税の軽減等に対する国・県・町の負担額が確定したことなどによる一般会計繰入金の減額百二十八萬元、一般財源にする繰越金三千六百四十七萬二千元を補正するものです。

歳出において、一般管理費で十萬五千元、年度末までの支出を見込んだ給付費などの増減で一般療養給付費四千三百四十四萬元、退職者等療養給付費の減額二千萬円、一般療養費二百四十四萬元、審査支払い手数料十一萬二千元、

一般高額療養費五百十四萬六千元、退職者等高額療養費の減額で四百萬元、このほか後期高齢者関係事務費負担金、前期高齢者関係事務費負担金及び保健衛生普及費などを補正するものです。



平成二十五年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第三号）

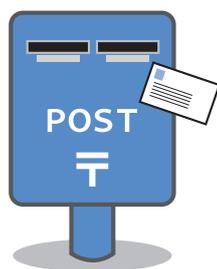
歳入において、今回の補正の財源として繰越金五百八十五萬元を追加するものです。

歳出において、年度末までの支出を見込み介護予防給付費五百八十万円、所得修正等による過年度還付分で第一号被保険者保険料還付金五萬元を追加するものです。

平成二十五年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）

歳入において、歳出での総務費、人件費及び事務費で事務費繰入金の減額三百二十三萬八千元、雑入では、後期高齢者医療制度のパンフレットを郵送するための補助十萬七千元を補正するものです。

歳出において、入札等による執行残などの減額で一般管理費三百三十一千元を補正するものです。



地震・津波対策 特別委員会報告



委員長 原田 幹夫
十二月五日、委員
全員、町長はじめ担

当課職員出席のもと、津波・
防災対策の取り組み状況に
ついて調査・検討いたしま
したので主な内容を報告し
ます。

防災事業の取り組み について

避難シミュレーション

徳島県南海トラフ巨大地震
による被害想定公表を
受け、一定条件のもとに津波
発生からの避難シミュレー
ションを行いました。人命を
守るために、津波から逃げる
ための対策をあらゆる角度
から検討し、津波避難ビル
(津波避難場所)等の整備を
進めてまいります。

防災ハザードマップ

防災マップから防災ハザード
マップに刷新し、内容もよ
り充実したものととして、町民
の皆様に全戸配布する計画と
いたしました。

松茂町地域防災計画

災害対策基本法の改正、国
や県の防災基本計画の見直し
に伴い、松茂町地域防災計画
を見直すもので、特に地震・
津波対策編を充実・強化し整
備してまいります。

全員協議会報告

十二月五日、議員全員、町
長はじめ担当課職員出席のも
と、町づくりに関わる重要事
項について協議いたしました
ので主な内容を報告します。

庁舎建設計画について

昭和四十年に建てられた庁
舎は、耐震強度が不足してお

り、津波から町民の皆様の命
を守る一時避難機能を持たせ
た四階建てとして改築を計画
しています。今後、庁舎建設
に伴う諸課題については、十
分に協議・検討を進めてまい
ります。

一問一答方式及び 対面方式について

議会での議論の活性化と町
民の皆様にはわかりやすい議会
運営とするため、本会議での
一般質問の仕方について協議
した結果、来年度から質疑と
答弁を順次繰り返し一問一答
方式と、質問者は理事者側に
向かって質問する対面方式の
形式をとることになりました。

全員協議会

町政全般にかかわる事項や
議会の運営に関する事項につ
いて、議会議員全員で協議ま
たは調整するために必要に応
じて開かれる会議です。

編集後記

明るく元気の出るニュースが、
昨年はたくさんありました。

二〇二〇年東京オリンピック・
パラリンピックの開催地が
東京に決定、東日本大震災の復
興のシンボルであるプロ野球の
楽天イーグルスが日本一、県内
では徳島県民の悲願であった徳
島ヴォルティスのJ1昇格など
で、多くの方の心に夢や希望と
感動を呼び起こさせました。景
気も「アベノミクス」効果なの
か、生活実感はないものの経済
の様々な面で回復基調にあると
報道されました。

私たちの暮らす地方も、明る
く豊かな生活が送れるよう、一
日でも早く地域経済が活性化す
ることに大きな期待をせずには
られません。

◆議会広報特別委員会

- 委員長 池添英明
- 副委員長 森谷 靖
- 委員 春藤康雄
- 委員 一森敬司
- 委員 立井武雄